

高知県介護員養成研修事業実施要綱 新旧対照表

新	旧
高知県介護員養成研修事業実施要綱	高知県介護員養成研修事業実施要綱
第1条から第5条まで 省略	第1条から第5条まで 省略
(修業年限) 第6条 研修の修業年限は、おおむね8か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由及び特別な事情による場合は、1年6か月以内とすることができる。	(修業年限) 第6条 研修の修業年限は、おおむね8か月以内とする。ただし、受講者の病気等やむを得ない理由及び特別な事情による場合は、1年6か月以内とすることができる。
第7条から第37条まで 省略	第7条から第37条まで 省略
附 則 (施行期日) 第1条 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。	附 則 (施行期日) 第1条 この要綱は、平成31年3月22日から施行する。
2 「高知県介護職員初任者研修事業実施要綱」（平成25年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。	2 「高知県介護職員初任者研修事業実施要綱」（平成25年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
(経過措置) 第2条 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。	(経過措置) 第2条 この要綱の施行の際、旧要綱に基づき現に実施されている研修事業については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年4月8日から施行する。

(令和2年度の特例)

第2条 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染の対応など、特別な事情による場合は、第6条に定める1年6か月以内を、2年以内と読み替え  
ことができるものとする。